

騒音規制法施行令 別表第一（第一条関係）

騒音に係る特定施設

一 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。）
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）
- ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。）
- ヘ セン断機（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーマリングマシン
- リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

二 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

四 織機（原動機を用いるものに限る。）

五 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）
- ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）

六 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

七 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
- ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
- ヘ かな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

八 抄紙機

九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

一〇 合成樹脂用射出成形機

一一 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）